

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 68 無対価合併について

1. 無対価合併とは

無対価合併とは、対価が全く交付されない組織再編の一つです。

株式を発行しないため、資本金の増加はなく、また、対価を交付しないため割当比率を定める必要もないのが、無対価合併の特徴です。

会社法の施行に伴い、対価の支払いを伴わない無対価合併が法令上明確化されたこと(会社法 749 条 1 項 2 号、会社計算規則 36 条 2 項)及び組織再編の効率化を図るため、無対価合併が、実務上多く行われるようになりました。

そこで、今回は、無対価合併について説明いたします。

2. 無対価合併の種類

無対価合併となる場合は、次の 3 つの場合が挙げられます。

- (1) 「親会社による 100%子会社との吸収合併」
- (2) 「100%子会社同士の合併」
- (3) 「債務超過会社との吸収合併」です。

(1) 「親会社による 100%子会社との吸収合併」では、親会社の子会社の発行済株式の全部を保有している場合、合併法人である親法人が保有する被合併法人株式に対して、株式や金銭等の対価を交付することができないため(会社法 749 条 1 項 3 号)、結果として無対価合併となります。

(2) 「100%子会社同士(兄弟会社)の合併」では、合併法人と被合併法人の株主が同一であり、対価を交付しなくても合併後の資本関係は変わらないため、対価を交付するか否かは任意となりますが、無対価で合併する場合と同様の結果となります。

(3) 「債務超過会社との吸収合併」では、会社法上、債務超過会社を吸収合併することが認

められましたが（会社法 795 条 2 項 2 号）、合併消滅会社が時価ベースで債務超過であれば、原則として対価の交付はありません。

その結果、無対価合併となります。

3. 「親会社による 100%子会社との吸収合併」と「100%子会社同士(兄弟会社)の合併」に係る合併存続会社の個別上の会計処理

(1) 増加資本の会計処理

(ア) 親会社による 100%子会社との吸収合併

親会社持分相当額とこれに対する投資原価である子会社株式(抱合せ株式)の適正な帳簿価額との差額(抱合せ株式消滅差額)は、株主との資本取引から生じたものではなく、投資額を上回る回収額等を表すため、損益に計上したうえで利益剰余金を増減させます(企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（以下、適用指針とします。）438)。

(イ) 100%子会社同士(兄弟会社)の合併

会社法上、吸収合併存続会社が合併に際して株式を発行していない場合には、資本金及び準備金を増加させることは適当ではないと解されます。そのため、会計上は、吸収合併消滅会社の株主資本の各項目を原則として引き継ぐこととしたうえで、増加すべき払込資本の内訳項目は、会社法の規定に従い、吸収合併消滅会社の資本金及び資本準備金はその他資本剰余金として引き継ぎ、利益準備金はその他利益剰余金として引き継ぐこととなります(適用指針 437-2)。

(2) 親会社の子会社から受け入れる資産及び負債の会計処理

当該合併は、「共通支配下の取引」となるため、消滅会社から移転した資産及び負債は移転直前に付された適正な帳簿価額により計上します(企業結合に関する会計基準（以下、基準とします。）41)。

また、子会社の資産及び負債の帳簿価額を連結上修正しているときは、親会社を作成する個別財務諸表においては、連結財務諸表の金額である修正後の帳簿価額(のれんを含む。)により計上します(基準(注 9))。

(2014/9/22 号より)